

自動ドア保守点検業務 仕様書

1 目的

宇都宮市立南図書館に設置してある自動ドア設備を安全かつ良好な状態に保つよう、これらの設備の保守点検業務を行い、安全性と耐久性の維持を図ることを目的とする。

2 機種及び台数

両引	SOV-160KLCM	6 台（風除室部分）
	SOV-200KLCM	1 台（フリースペース南）
片引	SOV-160KLCM	1 台（フリースペース北）
	SOV-100KLCM	1 台（フリースペース西）
	SOV-100KLCM	8 台（トイレ）
		計 17 台（寺岡ファシリティーズ(株)製品）

3 業務の内容

指定管理者は、自動ドアを正常に稼動するために行う「定期保守点検」、障害発生時に障害修理のために行う「緊急保守点検」を行うものとする。

(1) 定期保守点検

予防保守を目的とした点検整備を行うもので、下表の「定期保守点検項目」に基づき、年 3 回（7 月・11 月・3 月）の定期保守点検を行うものとする。

(2) 緊急保守点検

障害発生があった場合は、指定管理者はただちに技術者を派遣し、修理するものとする。

4 報告

- (1) 指定管理者は、定期保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ市に連絡すること。
- (2) 指定管理者は、定期保守点検業務を実施したときは、ただちに「保守点検業務報告書」を作成すること。

5 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

6 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項に十分留意すること。

- (1) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。

- (2) 職務上知り得た事項を他に漏らさぬこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意すること。

7 その他

- (1) 修理または取替の条件

修理または取替の範囲は、自動扉を通常使用する場合に生ずべき磨耗、及び損傷に限る。市または使用者の不注意、不適當な使用、管理その他指定管理者の責によらない事由によって生じた修理・取替は含まない。

- (2) 撤去品および残材の処置

この仕様書に基づく作業によって発生する撤去品及び残材を無償で引き取り指定管理者の負担で速やかに搬出すること。

- (3) 作業時間

作業時間は、施設の運営に支障のないよう留意すること。

- (4) この仕様書に記載されていない事項等が発生した場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定し、責任をもって対処すること。

定期保守点検項目

下記の機械各部の調整点検を行う。

検査項目	点 検 項 目
検出部	・ 検出装置の取付状態， ・ 検出装置の機能・感度， ・ 補助光電センサーの機能
駆動部	・ 手動開閉動作時の抵抗，異音の有無 ・ 駆動装置の取付状態，防振ゴムの損傷 ・ モーターの回転具合，異音，カーボンブラシの磨耗 ・ 駆動ギヤ・プーリの締付け緩み，損傷，磨耗 ・ ベルト・ワイヤー・チェーンの張り具合，損傷，磨耗
制御部	・ 制御装置のリレー・プリント基板の機能，損傷 ・ ドア位置検出ユニットの取付状態，機能 ・ 開閉動作の状態
懸架部	・ 走行レール・戸車の汚れ，異音，磨耗，損傷 ・ ハンガー・ベルト連結金具，ストッパーの取付状態 ・ 戸の脱線防止部材の取付状態，磨耗
建具部	・ 点検カバーの取付状態，ビス類の欠落 ・ 扉上下の隙間，建付けの状態 ・ ガイドレールの状態，異物，異音の有無 ・ 扉下部振れ止め材の脱落，締付け緩み，消耗，損傷 ・ 錠前（電気錠）のかかり具合，機能・取付状態 ・ 指挟み防止の隙間（戸先側・戸尻側各々 30mm以上）
電気・その他	・ 配線・結線・接続の状態 ・ 各操作スイッチ類の機能，取付状態 ・ 総合操作（開閉動作，反転動作） ・ 自動ドア表示ステッカー ・ 警告表示ラベル